

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
福祉基金の設置、管理及び処分に関する規程

(設置)

第1条 西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会が行う社会福祉事業費の財源に充当するため、福祉基金を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、毎年度予算の定める範囲内で積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上するものとする。

(処分)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、理事会の承認を得て基金の全部又は一部をその目的に従って処分することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成18年7月1日から施行する。